

議案第77号

大阪市職員定数条例の一部を改正する条例案

大阪市職員定数条例（昭和27年大阪市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「16,300人」を「16,250人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月22日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

本市の事務事業の再構築に伴い、職員の定数を変更するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市職員定数条例 (抄)

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

(1) 市長の補助機関たる職員（水道局の職員を除く。）

16,300人（うち2,790人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項の福祉に  
16,250人

関する事務所の職員とする。）

(2) - (8) 省 略

2 - 3 省 略